

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(平成39年12月31日まで)

秋 本 運 第 8 9 号  
平 成 2 9 年 1 月 1 9 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

緊急自動車の運転資格の審査の実施要領の一部改正について（例規）

緊急自動車の運転資格の審査については、「緊急自動車の運転資格の審査の実施要領の一部改正について（例規）」（平成21年6月8日付け秋本運第343号。以下「旧例規」という。）に基づき実施しているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下「改正法」という。）の施行により、準中型自動車免許が新設されることに伴い、3月12日から、別添「緊急自動車の運転資格の審査の実施要領」のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は、平成29年3月11日をもって廃止する。

## 別添

### 緊急自動車の運転資格の審査の実施要領

#### 第1 審査の対象者

審査の対象は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条第6項、第7項、第8項、第9号又は第10項に定める年齢又は免許を受けていた期間に達しない者で、使用の本拠の位置が県内にある緊急自動車を緊急用務のため運転しようとするものとする。

#### 第2 審査の申請

審査の申請は、審査を受けようとする者に係る緊急自動車の使用者（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条で定める使用者をいう。以下同じ。）を通じて緊急自動車運転資格審査申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を秋田県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出して行わせるものとする。

#### 第3 審査の日時及び場所

##### 1 日時

審査の日時は、交通部運転免許センター長（以下「免許センター長」という。）が指定するものとする。

##### 2 場所

審査の場所は、交通部運転免許センターの場内コースとする。

#### 第4 審査用自動車

審査に用いる自動車は、別添第1の「審査用自動車の基準」によるものとする。

#### 第5 審査の内容及び実施

1 審査の内容は、別添第2の「審査の内容」のとおりとする。

2 免許センター長は、次の点に留意して審査を実施するものとする。

- (1) 他の技能試験と同時に行わないこと。
- (2) 審査担当の試験官（以下「試験官」という。）は、あらかじめ審査に関する教養を受けた者の中から指定すること。
- (3) 試験官及び審査を受ける者には、乗車用ヘルメットを着用させること。
- (4) 審査時には、審査を受ける次番者を同乗させないこと。
- (5) 審査開始前、審査を受けようとする者に対して次の事項について指示すること。
  - ア 審査中における事故防止上の留意事項
  - イ 審査の内容
  - ウ 審査の判定及び中止
  - エ 審査コースの走行順路（実演走行は省略することができるものとする。）
- (6) 審査を受けようとする者の服装が運転に不適當な場合には、審査を延期すること。
- (7) 大型自動二輪車及び普通自動二輪車（以下「自動二輪車」という。）に係る審査は、普通自動車又は自動二輪車で追尾して行うこと。
- (8) 審査を終了した者に対しては、審査結果に基づいて必要な指導をすること。

#### 第6 審査の判定

##### 1 審査の不合格及び中止

「審査の内容」の履行条件のいずれかを履行できなかった者又は次のいずれかに該

当した者は不合格とし、これらの不合格事由の生じた時点で審査を中止することができるものとする。

- (1) 右側通行した者
- (2) 脱輪をした者
- (3) 転倒をした者
- (4) 試験官が危険防止のため補助した者

## 2 合否の決定

免許センター長は、上記不合格事由該当以外の者について、合否の決定を行うものとする。

## 3 判定結果の記録

試験官は、判定の結果を審査判定表（別記様式第2号）に記載し、免許センター長に報告するものとする。

## 第7 運転免許証への記載等

- 1 免許センター長は、審査に合格した者について、その者の運転免許証の備考欄の最下段に「緊急車（中型）運転可○年○月○日秋田公委」と記入するとともに、申請書にその旨を記録して保存しておくものとする。
- 2 免許センター長は、審査に合格した者が運転免許証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したため運転免許証の再交付を受け、上記記入を必要とする場合は、事実を確認の上、この記入を行うものとする。この場合において、その者について審査を行った公安委員会（以下「審査公安委員会」という。）が秋田県公安委員会以外のときは、その者に係る緊急自動車の使用者を通じて緊急自動車運転資格記載申請書（別記様式第3号）を提出させ、審査公安委員会に電話等で審査の事実を確認した上、「緊急車（中型）運転可○年○月○日（審査公安委員会に係る都道府県名）公委」と記入するものとする。
- 3 免許センター長は、審査なしに緊急自動車（中型自動車を除く。）を緊急用務のため運転する資格を有する者が運転免許証にその旨の記入を必要とする場合は、使用者を通じて緊急自動車運転資格記載申請書を提出させ、事実を確認の上、「緊急車（中型）運転可（無審査）○年○月○日秋田公委」と記入するものとする。

別記様式第1号

緊急自動車運転資格審査申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年 月 日                 </div>															
秋田県公安委員会 殿															
氏名・生年月日											昭和	年	月	日	
平成															
住 所															
審査に係る緊急自動車の種類	中型 準中型 普通 大自二 普自二 普自二 (小型)														
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会	公安委員会													
	交 付 年 月 日	年	月	日	有効期限	年	月	日							
	免 許 証 番 号	第 号													
	第一種	二・小・原	昭和	平成	年	月	日								
	免 許	そ の 他	昭和	平成	年	月	日								
	第二種免許	昭和 平成 年 月 日													
	免 許 の 種 類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特 ・ 原 付	牽 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	牽 引 二
免 許 の 条 件															
緊急自動車の使用者		所 在 地													
		職 名													
		氏 名	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">印</div>												

- 備考 1 審査に係る緊急自動車の種類、元号及び免許の種類は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 緊急自動車の使用欄の「印」は、公印を用いること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2号

審査判定表

課 題		観 察 事 項		判 定	
周 回 カ ー ブ 及 び 幹 線 コ ー ス 走 行	指示速度による 走行	不 到 達		○	×
	周回カーブの 走行	ブレーキ不安定 ① ② ③ ④	ハンドル不安定 ① ② ③ ④	○	×
	交差点の右左折	安全不確認 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	合 凶 不 履 行 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	○	×
		変更不履行 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	徐行不履行 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧		
指定場所におけ る一時停止	不停止（出過ぎを含む） ① ②	不確認 ① ②	○	×	
障 害 物 間 の 通 過	四 輪	停止（エンストを含む） 障害物接触	やり直し	○	×
	二 輪	停止（エンストを含む） 障害物接触	足つき 制限線接触 やり直し	○	×
直進路における転回	四 輪	後方不確認 ① ② ③	規定外切り返し 制限線接触	○	×
	二 輪	停止（エンストを含む） 後方不確認	踏み替え 制限線接触	○	×
急 停 止	ロック停止	横振れ	区間超過 やり直し	○	×
そ の 他	右側通行	脱輪	転倒 試験官の補助	○	×
総 合 判 定				合	否

別記様式第3号

緊急自動車運転資格記載申請書																			
年 月 日																			
秋田県公安委員会 殿																			
氏名・生年月日										昭和 年 月 日 平成									
記載申請の理由					・運転免許を受けていた ・運転免許証を再交付されたため ・期間が法定期間に達し ・その他 ているため														
審査合格年月日																			
審査公安委員会																			
緊急自動車の種類					中型 準中型 普通 大自二 普自二 普自二(小型)														
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会					公安委員会													
	交付年月日					年 月 日			有効期限		年 月 日								
	免許証番号					第					号								
	免許の種類					大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特 ・ 原 付	牽 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	牽 引 二
	免許の条件																		
緊急自動車の使用者					所在地														
					職名														
					氏名										印				

- 備考 1 審査合格年月日及び審査公安委員会欄は、運転免許証を再交付されたため記載を必要とする場合にのみ記載すること。
- 2 記載申請の理由、緊急自動車の種類及び免許の種類欄は該当するものを○で囲むこと。
- 3 緊急自動車の使用者欄の「印」は、公印を用いること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別添第1

審査用自動車の基準

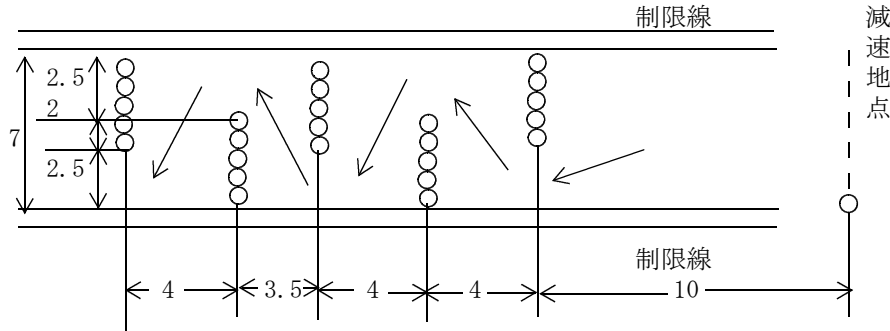
運転しようとする緊急自動車	審査用自動車	備考
中型自動車	最大積載量5,000キログラム以上で、長さが7.00メートル以上8.00メートル以下、幅が2.25メートル以上2.50メートル以下、軸距が4.10メートル以上4.40メートル以下の中型自動車	1 原則として、補助ブレーキを有すること。 2 オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられており、クラッチの操作装置を有しない自動車（以下「AT車」という。）ではないこと。
準中型自動車	最大積載量2,000キログラム以上で、長さが4.40メートル以上4.90メートル以下、幅が1.69メートル以上1.80メートル以下、軸距が2.50メートル以上2.80メートル以下、前輪輪距が1.30メートル以上の準中型自動車	
普通自動車	長さが4.40メートル以上4.90メートル以下、幅が1.69メートル以上1.80メートル以下、軸距が2.50メートル以上2.80メートル以下、輪距が1.30メートル以上の普通自動車	
大型自動二輪	総排気量が0.700リットル以上の大型自動二輪車	1 オートバイ型であること。 2 AT車でないこと。
普通自動二輪	総排気量が0.300リットル以上の普通自動二輪車	
小型限定普通自動二輪	総排気量が0.090リットル以上0.125リットル以下の普通自動二輪車	

審査の内容

課 題		課題の設定	課題の履行条件	回数																																			
周 回 コ ー ス 及 び 幹 線 コ ー ス の 走 行	周回コース	外回りとする。																																					
	指示速度による走行	周回コースに区間を指定するとともに、その区間において達すべき合理的な速度を指示する。	指定区間内で指示速度に達するよう走行すること。	1																																			
	周回カーブの走行	指示速度による走行の直後のカーブを含め、周回コースの4カ所のカーブを指定する。	安定したブレーキ操作及びハンドル操作をすること。	4																																			
	交差点の右左折	1 右左折は、明確な進路変更が行える道路幅員及び区間を設定して行わせる。 2 交差点の信号機の灯火は消灯する。	進路変更及びこれに伴う安全確認、合図並びに右左折に伴う合図、安全確認及び徐行をすること。	右左折各2																																			
	指定場所における一時停止	一時停止は、右左折の課題とする交差点以外の場所で行わせる。	停止線の直前での停止及び交差点の安全確認をすること。	2																																			
障害物間の通過	<p>1 中型自動車、準中型自動車及び普通自動車</p>  <p>(単位メートル)</p> <table border="1" data-bbox="504 1165 1198 1316"> <thead> <tr> <th>種別 \ 区間</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中型自動車</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>準中型自動車</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	種別 \ 区間	A	B	C	D	E	中型自動車	10	3	8	7	1	準中型自動車	10	3	6	5	1	普通自動車	10	3	6	5	1	<p>1 減速地点の直前のギア及び速度は次のとおりとすること。</p> <table border="1" data-bbox="1400 917 1859 1077"> <tbody> <tr> <td>中型自動車</td> <td>4速</td> <td>おおむね40キロメートル毎時</td> </tr> <tr> <td>準中型自動車</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>自動二輪車</td> <td>4速以上</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指示したギア及び速度になっていない場合は、1回に限りやり直しをさせること。)</p> <p>2 障害物の間を通過し終えるまで障害物に接触し、又は停止(エンストを含む。)しないで走行すること。</p> <p>3 自動二輪車にあつては、両側の制限線の内側を足をつかずに走行する。</p>	中型自動車	4速	おおむね40キロメートル毎時	準中型自動車	〃	〃	普通自動車	〃	〃	自動二輪車	4速以上	〃	1
種別 \ 区間	A	B	C	D	E																																		
中型自動車	10	3	8	7	1																																		
準中型自動車	10	3	6	5	1																																		
普通自動車	10	3	6	5	1																																		
中型自動車	4速	おおむね40キロメートル毎時																																					
準中型自動車	〃	〃																																					
普通自動車	〃	〃																																					
自動二輪車	4速以上	〃																																					



2 自動二輪車 (単位メートル)

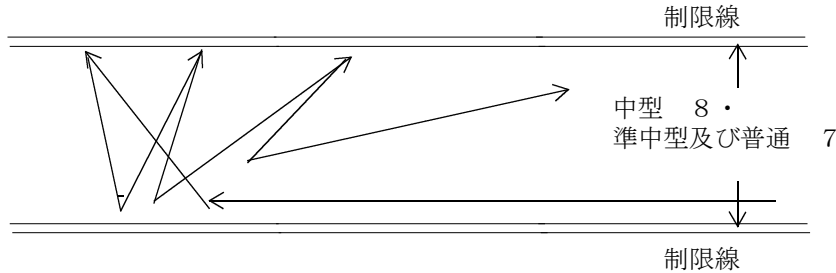


3 上記コースの条件

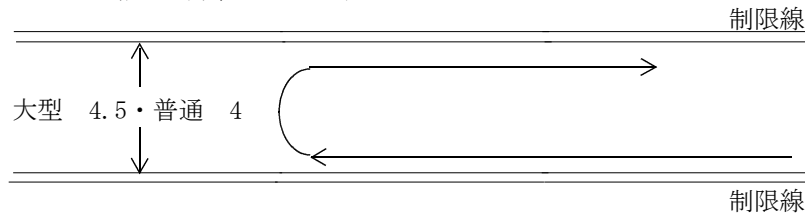
- (1) 障害物はロードコン(高さおおむね0.7メートル)を用いて設けるものとし、その間隔はロードコンの中心から中心までを1メートルとする。
- (2) 減速地点には、目標物としてロードコンを設けるものとする。
- (3) 制限線は、コースの縁石をもってあてることができる(以下「直線路における転回」において同じ。)

直線路における転回

1 中型自動車、準中型自動車及び普通自動車 (単位メートル)

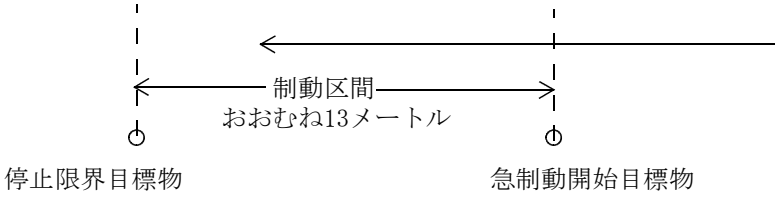


2 自動二輪車 (単位メートル)



- 1 中型自動車、準中型自動車及び普通自動車にあつては、両側の制限線の内側で3回以下の切り返しによって転回すること。
- 2 自動二輪にあつては、制限線の内側で片足を1回つき停止しないで転回すること。
- 3 中型自動車、準中型自動車及び普通自動車にあつては切返しの都度、自動二輪にあつては転回するとき、後方の安全確認をすること。

1

<p>急 停 止</p>	 <p>1 周回コース等に目標物を数カ所設け、審査を受ける者に対してはあらかじめ目標物を特定せず、試験官の指示によって停止させる。</p> <p>2 路面上には目標線などの標示は設けないものとする。</p>	<p>1 この課題を行うときのギア及び速度は次のとおりとすること。</p> <table border="1" data-bbox="1422 279 1859 430"> <tr> <td>中型自動車</td> <td>4速</td> <td>おおむね40キロメートル毎時</td> </tr> <tr> <td>準中型自動車</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>自動二輪車</td> <td>4速以上</td> <td>〃</td> </tr> </table> <p>(指示したギア及び速度になっていない場合は、1回に限りやり直しをさせること。)</p> <p>2 車輪をロックさせたまま停止しないこと。</p> <p>3 横振れして停止しないこと。</p> <p>4 制動区間を超過しないこと。</p>	中型自動車	4速	おおむね40キロメートル毎時	準中型自動車	〃	〃	普通自動車	〃	〃	自動二輪車	4速以上	〃	<p>1</p>
中型自動車	4速	おおむね40キロメートル毎時													
準中型自動車	〃	〃													
普通自動車	〃	〃													
自動二輪車	4速以上	〃													